

プレスリリース

空き家の利活用を学ぶセミナーを開催します

相続や贈与、登記の仕組みなどを学び、利活用を考える機会に

【発表の要旨】

八幡平市内に空き家を所有している（または相続等で今後所有する可能性がある）方を対象に、セミナーを開催します。

空き家の「登記」と「税」をテーマに、前半では空き家の相続や遺贈の登記について基本的な知識を、後半では相続税や贈与税の基本的な知識と空き家にまつわる税について学びます。

- 1 イベント名 第2回空き家利活用セミナー
- 2 主催 八幡平市
- 3 開催日時 令和7年1月26日(日) 13時10分～15時20分
- 4 会場 市役所多目的ホール棟
- 5 セミナー内容

講演1 「空き家の相続、遺贈～相続と遺贈のきほんのき～」

講師 「司法書士事務所シトラス」司法書士 高橋 優子 氏

講演2 「空き家の税～相続税と贈与税～」

講師 「そうぞく税理士法人」代表税理士・行政書士 浜田 勇毅 氏

説明 「市の空き家施策について」

説明 市職員

- 6 参加費 無料（要申し込み）
（右のQRコード参照）から申し込むかまちづくり推進課に電話、メール(machi@city.hachimantai.lg.jp)、ファクス 74-2102 のいずれかの方法で



昨年のセミナーの様子

- 7 その他 同日は午前9時から、八幡平市空き家相談会も開催します。詳細は防災安全課（内線 1265）へお問い合わせください。

少し説明

- ▷市は平成30年度に空家等対策計画を策定し、空き家対策に取り組んでいます。
- ▷市の空家率は、別荘地を抱えていることもあり、24.8%で県内第1位、全国40位となっていることから、空き家数の抑制を重要な課題と捉えて取り組んでいます。
- ▷市空き家バンクは令和6年12月現在、成約率が約76%（登録67件/成約51件）で県内でも高水準です。



申し込み
フォーム

【担当】

まちづくり推進課定住促進係

主事 相馬大介

TEL：0195-74-2111（内線：1452）